

7. 法学研究科実務法曹養成専攻

I	法学研究科実務法曹養成専攻の教育目的と特徴	7 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	7 - 3
	分析項目 I 教育の実施体制	7 - 3
	分析項目 II 教育内容	7 - 7
	分析項目 III 教育方法	7 - 9
	分析項目 IV 学業の成果	7 - 16
	分析項目 V 進路・就職の状況	7 - 20
III	質の向上度の判断	7 - 21

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻

I 法学研究科実務法曹養成専攻の教育目的と特徴

1 目的と基本方針

本専攻は、専門職大学院設置基準に基づく法科大学院であり、実務法曹の養成を目的としている。これは、名古屋大学の学術憲章である「自主性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」を実務法曹養成の分野で実現するものである。

(以上、中期目標M1－中期計画K5に対応)

中期目標M1

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

中期計画K5

高度専門職業人養成を始めとする生涯教育体制の充実を図る。

2 目標と方針

本専攻は、主に3つの教育目標を有する。

第1は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成である。

第2は、国際的な関心を持った法曹の養成である。

第3は、市民生活に関連する分野について広範な知識を有し、相互信頼に基づいて法的サービスを提供できるホームドクター的な法曹の養成である。

なお、以上のいずれにも共通するものとして、本専攻は、情報化社会に対応したIT技能を身につけた法曹の育成も目指している。

3 組織の特徴・特色

本専攻の教育は、①段階的・体系的な教育課程編成、②双方向的・多方向的な授業を行うための少人数教育、③養成する法曹像に相応した履修モデル・授業科目の設定、④理論教育と実務教育を架橋するための授業科目・教育手法の導入、⑤IT技術を駆使した教育・学修支援体制の整備といった点に特徴を有する。

(以上、中期目標M3－中期計画K10に対応)

中期目標M3

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

中期計画K10

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

4 入学者の状況等

本専攻は、収容定員240名(入学定員80名)である。入学者選抜試験は、幅広い人材に門戸を開くという観点から、法学未修者と既修者を区別せず実施している。その後、合格者の中でとくに2年コースを希望する者に対して法律科目試験(既修者試験)を実施し、3年コースと2年コースとの振り分けを行っている。

【想定する関係者とその期待】

本専攻は、実務法曹養成に特化した専門職大学院であり、中部日本における基幹大学として、この地域を中心とした市民や企業から、市民生活、企業活動、アジア近隣諸国との関係における法的諸問題を解決できる法曹を養成することが期待されている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本専攻は、収容定員 240 名（入学定員 80 名）に対して法令上必要とされる専任教員数（16 名）を上回る 20 名の専任教員を置いており（なおその他に 2008 年 9 月着任予定 1 名）、うち 21 名が教授、1 名が准教授である。また、専任教員のうち 14 名が本専攻に限り専任教員として取り扱われ、他の 6 名は法学研究科綜合法政専攻との兼専教員である（資料 I-1-1 参照）。

本専攻には、実務法曹養成専攻会議が置かれ、同会議が本専攻の教育・運営に責任を有し、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他教育・運営に関する事項を決定する（資料 I-1-2）。

本専攻会議は、専任教員及び兼専教員で構成され、専任教員には、教育上又は研究上の業績を有する者、高度の技術・技能を有する者あるいは特に優れた知識及び経験を有する者で、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者を配置している。

専任教員の採用、昇任は、名古屋大学教授会規程第 2 条第 4 号に定めるとおり、法学研究科教授会の管轄事項であり、かつ、名古屋大学教員選考基準に定める基準にしたがって審査することによって行われる。教育上主要な科目である法律基本科目、実務基礎科目、総合問題研究について専任教員が配置されている。

専任教員中、5 名が実務家教員で、その全員が 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者であり、教員の 2 割以上を占めている。

資料 I-1-1 教員組織

法科大学院担当教員（五十音順）

専任教員〔実務法曹養成専攻（法科大学院）所属〕 *は綜合法政専攻との兼専教員

教授				
浦部 法穂	小畑 郁*	紙野 健二	小林 量	酒井 一*
鈴木 將文	田高 寛貴*	千葉 恵美子	中東 正文*	中舎 寛樹
橋田 久	浜田 道代	本間 靖規	松浦 好治*	森際 康友
准教授				
小島 淳				
実務家教員				
青木 晋	小川 宏嗣	小栗 健一	加藤 倫子	

兼担教員〔綜合法政専攻 所属〕

教授				
愛敬 浩二	鮎京 正訓	石井 三記	市橋 克哉	今井 克典
後 房雄	小野 耕二	定形 衛	神保 文夫	菅原 郁夫
和田 肇				
准教授				
宇田川 幸則	大屋 雄裕	齊藤 彰子	中野 妙子	林 秀弥
フランク ベネット	丸山 絵美子	横溝 大	吉政 知広	

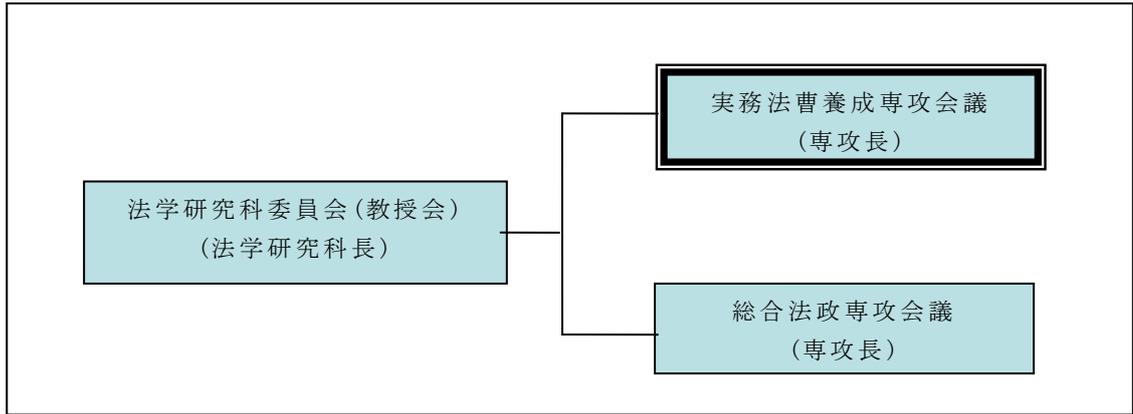
客員・非常勤教員 *は客員教員

石井 晃	籠橋 隆明	鬼頭 治雄*	小島 多重子*	小林 秀文
竹内 裕詞*	床谷 文雄	戸部 真澄	外山 勝彦	豊島 明子
中村 聡	波江野 弘*	藤田 哲*	丸山 雅夫	山野 嘉朗

《出典：ウェブサイト <http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ls/teacher/index.html>》

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目 I

資料 I - 1 - 2 法学研究科実務法曹養成専攻会議の位置づけ



観点 1 - 2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本専攻では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価委員会、教育改善委員会を組織している。そして、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を研究科として策定しており、これに基づいて教育の内容・方法の改善・充実のための諸活動を実施している(別添資料 I - A 参照)。

(1) 法科大学院形成支援プロジェクトに関するシステム開発

法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて、実務技能教育教材(PSIM)を開発する体制を整え、新しい教育方法に関するシステム構築を行った。これはすでに、「模擬裁判」等で利用されるなど、実務技能教育に成果を上げている。PSIM プロジェクトは更新が認められ、現在は国内外へネットワークを拡大しながらシステムの高度化に力を注いでいる段階にある。また、「お助け君ノートシステム」(授業の画像収録による復習支援システム)、「学ぶ君システム」(択一方式で学生が基礎的知識の自己確認を行うシステム)等も、法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて、本専攻が開発してきた先端的なシステムである(資料 I - 2 - 1 参照)。これらは授業および本法科大学院生の自習に活用されており、学生の勉学に役立っている。

(2) 教育改善のための諸活動

本専攻は、学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている(資料 I - 2 - 2 参照)。また、教員は全員、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した授業実施報告書を作成し、教育改善委員会に提出している。教育改善委員会は、これを「学生へのメッセージ」として教員及び学生に配布している。

本専攻は、毎年度末に、各学年・各クラス別の懇談会を開催し、教員と学生との意見交換を行っている。担当者はその結果を取りまとめて教授会で報告するとともに、関係教員に内容を伝えており、各教員はこれを基に、授業の改善を図ってきている(資料 I - 2 - 3 参照)。

教育改善委員会は、年 1 回、全教員及び全学生の参加を義務づけた教育改善研究集会を開催している。そこでは授業アンケート結果や学生との懇談会をふまえた報告・質疑を行うとともに、教育の改善に関して本専攻が直面する重要テーマを取り上げて報告・質疑を行っている(資料 I - 2 - 4 参照)。

教育改善委員会は、以上の諸活動等を取りまとめ、年度末毎に「教育の現況・改善報告書」を作成している。

このような活動の積み重ねにより、本専攻の授業は着実に改善されてきている。「教育の現況・改善報告書」の各年度版は、新たに赴任した教員に対しても、着任早々配布している。この配布は、新任教員が速やかに「名古屋大学法科大学院」方式の教育方法に習熟するの

を助けている。

資料 I - 2 - 1 新しい教育ソフトウェア・ツール

新しい教育ソフトウェア・ツールの内容

a) 匿名ピアレビューシステム
履修者全員がインターネット経由で提出する課題レポートを、匿名投票で相互に評価したり、教官・専門家がコメントを加えて受講者の理解や実技技能の質を高めるシステム。講義の内外で利用でき、他の学生のレポートや作業成果、専門家のアドバイスを共有することによって、学習効果を高めます。
b) 動画映像による実技評価システム
法廷の記録システムである DRS (Digital Recording Studio 通称ディ・アール・エス) と実技指導システムである STICS (Streaming Index and Commenting System 通称スティックス) インターネット経由で、実技の映像記録を配信し、専門家のコメントや学生の質問などを「映像中の重要な場面に」付箋紙のように加えることができるシステム。非言語的情報による実技指導(法律相談や模擬法廷の実習)を時間・空間にとらわれず共有できる点に利点があります。
c) 法的知識理解度確認システム(通称、学ぶ君)
択一試験方式を組み込んだ学生の復習システム。学生が基礎的な事項の自己確認ができるほか、教官も、成績履歴情報などから講義の問題点を発見することができるという利点があります。
d) NLS シラバスシステム
開講科目について授業の概要・授業計画を大学の外からでもインターネットを利用できる環境さえあれば事前に行われることができます。「授業計画」のページでは、授業時間内でのどのような学習活動が行われるかだけでなく、当日の授業までに予習すべき事項がわかります。また、「授業の記録」のページでは、授業のレジュメや資料も、履修者には公開されます。「みんなの部屋」のページは、教師と学生が自由に書き込めるコミュニケーションスペースです。
e) お助け君ノートシステム
このシステムでは、講義や演習と同時平行してデジタルビデオ録画を行います。講義や演習に参加する学生は、授業を受けているときに、パソコン画面にある(「わからない」「もう一度確認したい」「あとでじっくり検討したい」というような)ボタンを押して、パソコン上の自分の講義ノートに目印(タグ)をつけます。学生は、講義終了後、ノート上のタグをクリックし、そのノートにタグをつけた時点の講義の様子をビデオ・オン・デマンド方式で再生し、よくわからなかった講義箇所、もう一度復習したいと考えた講義箇所の映像をいつでも見ることができます。復習の際にこのシステムを利用することによって、より深い議論や理解につなげることができると期待できます。

《出典：ウェブサイト http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ls/content/sub/soft_tool.html》

資料 I - 2 - 2 授業評価アンケート実施要領

<p>名古屋大学法科大学院・学生の授業評価アンケート 実施要領</p> <p>法科大学院教育方法改善委員会</p>
<p>このアンケートは、匿名で授業に関する皆さんの意見を聞き、今後の法科大学院教育の改善・充実に協力して下さるためのものです。学生の皆さんには、建設的かつ真摯な姿勢でアンケートに協力して下さいませ。なお、このアンケートの結果は、本年度の「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」を作成する際の資料となります。</p> <p>◎ 授業評価アンケートは、匿名性を重視してまいりますので、受講者5名以下の少人数科目では科目ごとの集計はせず、すべての少人数科目をまとめて集計します。</p> <p>◎ 授業評価アンケートは、以下の2つの方法で行なわれます。</p> <p>1) 「WEB 授業評価アンケート」への投票 (必須)</p> <p>2) 「授業評価アンケート自由記載用紙」への記載 (任意)</p> <p>◎ 「WEB 授業評価アンケート」</p> <p>* 「WEB 授業評価アンケート」の入り口は、法科大学院のHP「授業関係」のページ(シラバスシステムや教務からのお知らせなどがあるページ)にあります。配布するIDとパスワードを使用して「学ぶ君」と同じやり方で、各設問について、4つの選択肢のなかから1つを選択し、クリックしてください。回答は1回のみです。</p> <p>* 誰にかなるIDとパスワードを配布したのかが特定できないようにするために、IDとパスワードは、各科目について配布いたします。</p> <p>上記のIDとパスワードは、「授業評価アンケート自由記載用紙」とともに、下記の期間内に、各授業の際に配布します。欠席などにより配布を受けていない場合には、文系教務課法学研究科窓口までご連絡ください。</p> <p>IDとパスワードの配布期間 <u>12月17日(月)～12月21日(金)</u></p> <p>* 「WEB 授業評価アンケート」の実施期間 <u>1月8日(火)午前0時～1月25日(金)午後11時59分</u></p> <p>◎ 「授業評価アンケート自由記載用紙」</p> <p>「科目名」を記入し、該当する「クラス」に○を付け、授業を担当した教員への要望や感想を自由に記載してください。教室では集めません。1月25日(金)午後5時までに、文系教務課法学研究科窓口前に置いてある所定の箱に各自投函してください。</p>

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目 I

平成 19 年度 後期 授業評価アンケート
 科目名：憲法基礎Ⅱ A
 担当教員：○○○○○○○
 アンケート URL <http://infoweb.nomolog.nagoya-u.ac.jp:8888/>

ID	XXXXXXXX
パスワード	XXXXXXXX

0123456789abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
 ※「WEB 授業評価アンケート」からログインしてください。

資料 I - 2 - 3 クラス懇談会 (2007 年度)

2008 年 1 月 23 日

法科大学院学生 各位
 法科大学院長 中舎寛樹

2007 年度法科大学院クラス懇談会について

例年のように、後期定期試験終了後に下記のとおりクラス懇談会を開催します。教員と学生が学修生活に関するさまざまな意見交換を行う貴重な機会ですので、全員、必ず出席してください。

・日時：2月12日(火) 15:00～16:30
 ・場所：1年Aクラス：文系総合館408
 1年Bクラス：905演習室
 2年Aクラス：文系総合館404・405
 2年Bクラス：文系総合館409・410
 3年Aクラス：法学部第1講義室
 3年Bクラス：法学部第2講義室
 ・出席教員：各クラス担任、副担任ほか

以上

資料 I - 2 - 4 教育改善研究集会

2007 年 6 月 13 日

法科大学院学生 各位
 法科大学院長 中舎 寛樹

2007 年度「教育改善研究集会」の開催について (出席依頼)

例年行われている「教育改善研究集会」を、下記の要領で開催します。この催しは、教員と学生の全員が集まって、教育の現状を語り合い、一層の改善を図るためのものであり、当法科大学院としては、これを授業の延長と位置づけています。つきましては、法科大学院の授業担当教員および学生は、必ずご出席下さいますようお願いいたします(当日は、受付で確認をさせていただきます)。

記

●日時 7月4日(水)午後1時～4時
 ●場所 経済学部 第1講義室
 ●次 開会の辞
 第1部・法科大学院における授業の現状
 第2部・学生と教員の意見交換会
 ——テーマ「法科大学院の授業をどう活かすか？」
 各種おしらせ
 閉会の辞

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 教育課程を遂行するために必要な教員組織が整備され、かつ教員の配置も教育内容に合致していて、実務法曹の養成という社会に期待される教育目標の達成が可能な体制が整っており、観点1-1に関しては期待される水準にある。一方、教育方法・教育内容を点検し、改善するための体制の整備状況も、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定し、それに基づいて授業評価アンケート・教育改善研究集会等を開催するとともに、新しい教育ツールの開発・利用も行っており、観点1-2に関しても期待される水準にある。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1 教育課程の編成

(観点に係る状況)

(1) 教育課程の編成

授業科目群として、法曹に共通して基本的に必要とされる知識を修得させるための「法律基本科目」を、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力、法曹としての責任感・倫理観、法曹実務に必要な能力を修得ないし涵養するための「実務基礎科目」を、法曹としての幅広い基礎的、法学的知見を修得させるための「基礎法学・隣接科目」を、先端的な法的問題についての専門性を修得させるため、また実務的な視点から個別の法分野を横断する総合的な能力を修得させるための「展開・先端科目」を設定している。そして、これらを無理なく段階的に修得できるよう、1年次を第1ステージ、2年次前期～後期を第2ステージ、2年次後期～3年次前期を第3ステージ、3年後期を第4ステージと位置付け、学年進行に応じた教育目標を定めて教育を行うこととしている(資料Ⅱ-1-1参照)。また、目的にかなった各法曹像に相応した履修モデルとして、3モデルを設定するとともに、各モデルのバリエーションも明示し、ガイダンス及び指導教員による履修指導を行っている(資料Ⅱ-1-2参照)。

(2) 授業科目の配置・内容

上記の編成方針にしたがい、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく修得できるように以下の内容の授業科目を配置している。

すなわち、1年次では、法曹に基本的に必要とされる知識を修得させるための法律基本科目を主に学ぶ(1年次に履修しうる単位32単位の内28科目は必修の法律基本科目)。ここでは、理論的教育が中心であるが、その際も、双方向的、多方向的な教育方法を用いている。また、2年次において開設される演習科目においては、一定の法知識を修得している者に対して、より高度な法知識を修得させ、さらにその際、ケースメソッド、プロブレムメソッドという教育方法を用いている。また、2年次から訴訟法科目を開講し、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目を配置している。

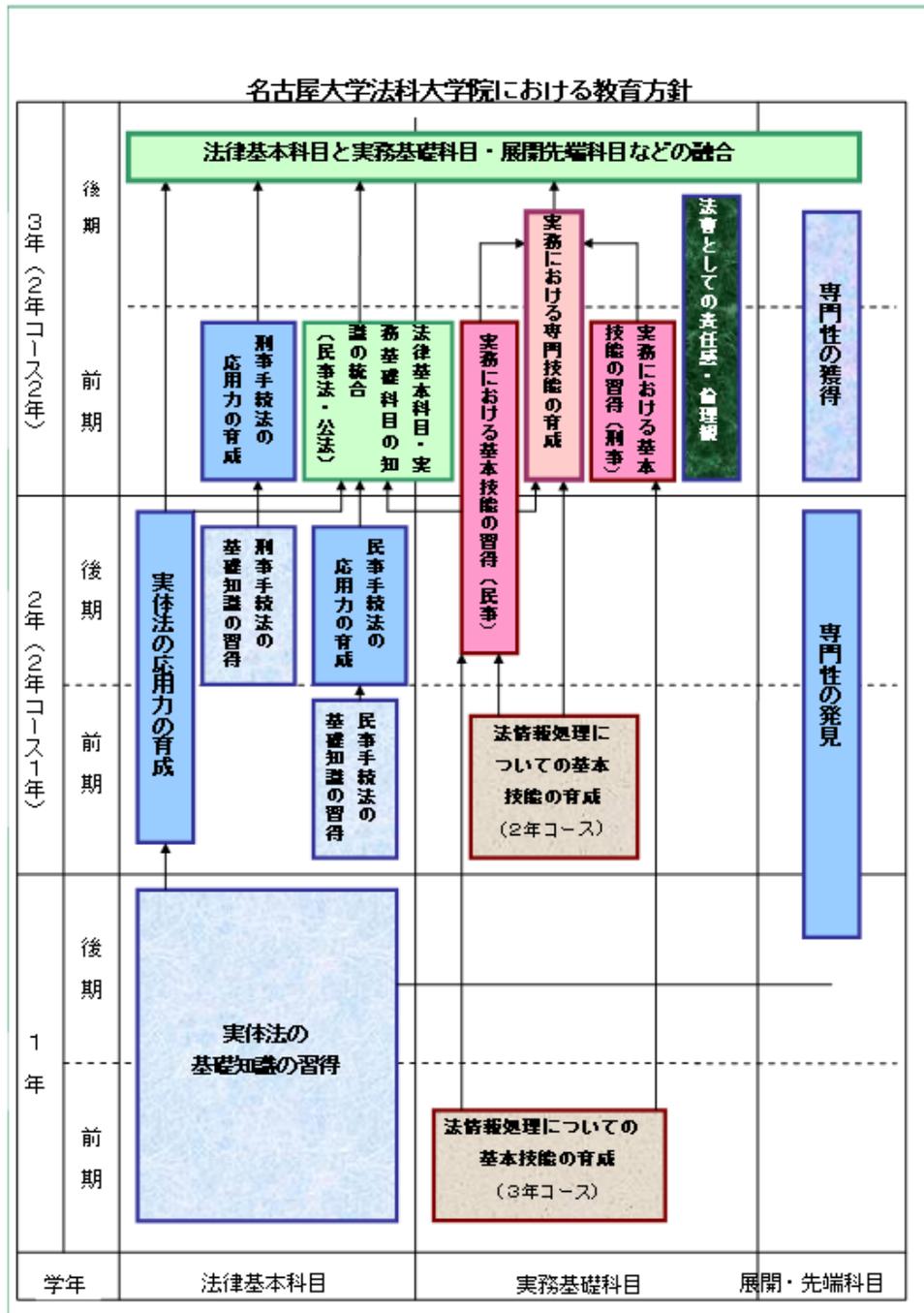
また、特に実務との架橋を目指した科目として実務基礎科目を1年次から開講している。具体的には、1年次に「リーガルリサーチ&ライティング」、2年次に「民事実務基礎Ⅰ」、3年次に「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」を配置している。

次に、豊かな人間性を備えた優れた法曹を育成するため、幅広い基礎的法的な知見を提供する科目として、基礎法学・隣接科目(法学基礎理論、法制史、政治学、比較法、隣接領域に関する科目)を13科目開設し、1年次から履修可能としている。

最後に、先端的ないし発展的な問題に対処しうる能力を養成するための科目である展開・先端科目を市民生活と法、企業活動と法、国際社会と法、総合問題研究、テーマ研究に分類して40科目開設し、2年次(既修者コースの場合は1年次)以降に配置している(別添資料Ⅱ-A参照)。

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅱ

資料Ⅱ-1-1 名古屋大学法科大学院における教育方針



《出典 : 名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度 p.9》

資料Ⅱ-1-2 モデル履修案

モデル履修案

法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、「法学基礎理論グループ」4科目、「法制史グループ」2科目、「政治学グループ」3科目、「比較法グループ」3科目、「隣接領域グループ」1科目が開設されているほか、展開・先端科目として、「市民生活と法」分野12科目、「企業活動と法」分野16科目、「国際社会と法」分野5科目、「総合問題研究」分野4科目、「テーマ研究」分野3科目が開設され、多彩な学修のメニューが用意されている。学修にあたっては、自らの目標に従い、これらの科目を計画的に選択することが必要とされる。

ここでは、法科大学院が教育目標に掲げた法曹、たとえば、①国際的視野と能力をもった法曹、②企業法務に通用する法曹、③市民のホームドクターとして、かつ、専門性を備えた法曹のために適切とされる履修案を示してみる。もちろん、このようなモデルにとらわれず、時間割が許す限り、33科目のなかから自分の興味にしたがった科目の組み合わせを考えてみることも可能である。

※「4履修のしかた」について、2006年度以前に入学した学生は、2006年度の学生便覧を参照すること。

《出典 : 名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度 p.16》

観点 2-2 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

本専攻は、中部日本の基幹大学として、高度な技能を有する法曹養成が求められていることから、実務法として必要な教育に加え、以下のような対応を展開している。

第1に、国際的な関心を持った法曹を養成する点において、アジア近隣諸国との関係を含め、国際的な関心を持った法曹の養成が焦点の課題であることから、「法整備支援論」、「比較法Ⅱ(アジア法)」、「国際企業法務」等の科目を配置している。

第2に、活発な企業活動に伴う法務のエキスパートを養成する点において、「企業法務Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産法演習」、「ビジネス・プランニング」、「経済法Ⅰ・Ⅱ」等の科目を配置している。

第3に、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹を養成する点において、「消費者法」、「労働法Ⅰ・Ⅱ」、「労働法演習」、「NPOの理論とマネジメント」、「地方自治法」等の科目を配置している。

第4に、情報化社会に対応したIT技能を身につけた法曹の育成を要請する点において、「リーガルリサーチ&ライティング」を開講しているほか、各授業科目において、ITを活用した授業を行っている。

最後に、個々の学生の関心に応じた専門性の獲得を目指す科目として、「テーマ研究」を2008年度から開講している(別添資料Ⅱ-B参照)。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 教育目的を達成するのに必要な教育課程が教育方針に則って第1ステージから第4ステージの各段階に応じて体系的に編成されているとともに、教育目的にかなった法曹像に相応した履修モデルが設定されている。また、中部日本の基幹大学として、高度な技能を有する法曹を養成するための科目を展開し、学生や社会の要請に対応したものとなっている。したがって、観点2-1及び観点2-2については期待される水準にある。

分析項目Ⅲ 教育方法**(1) 観点ごとの分析****観点 3-1 授業形態の組合せと学習指導法の工夫**

(観点に係る状況)

本専攻では、その教育目的に照らして、以下のように、さまざまな授業形態を適切かつバランスよく組み合わせ、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っている。

まず、1年次の法律基本科目においては、法曹としての基礎的な法知識を修得させる理論教育が中心であるため、講義形式を採り、2年次以降には、高度な法知識に加え、分析力、思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力を養成するため、演習形式が採られている。すべての科目に共通して以下のような工夫をしている。

(1) 少人数授業

プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業とするため、ほとんどの科目について50名以下という少人数で授業を実施しており、適切な規模が維持されている(別添資料Ⅲ-A参照)。

(2) 対話・討論型授業

すべての科目において、対話や討論を通じた双方向的、多方向的な授業を行っている。

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅲ

(3) 実習形式の授業

この型の授業として、「模擬裁判」(民事・刑事)、「ロイヤリング」,「エクスターンシップ」等を行っている(資料Ⅲ-1-1参照)。

(4) ITを利用した授業

以下のようなITの活用がなされている(資料Ⅲ-1-2参照)。

①STICS(Stream Indexing and Commenting System) 後述のDRSやビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバーに登録し、それをインターネット経由で配信して教育に利用するシステム。

②お助け君ノートシステム 講義全体をビデオ収録し、収録されたビデオと各学生の持つパソコン上のノートとを無線LANによって結び復習を効率的かつ正確に行うことを可能とするもの。

③DRS (Digital Recording Studio) 民事、刑事、円卓の各模擬法廷に設置された、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習のパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするシステム。

④学ぶ君システム Web上で実施可能な択一問題システム。

⑤NLSシラバスシステム シラバスを中心に講義で利用する汎用ツールをまとめたWeb上のプラットフォームであり、その主な機能は、シラバス情報や教務情報のお知らせ機能、課題レポート・投票機能(文章作成技能レベル確認機能)、支援機能(各種掲示板)である。

(資料Ⅲ-1-1参照)。

資料Ⅲ-1-1 実習形式の授業の講義概要例 (模擬裁判 (民事))

模擬裁判 (民事)	
講義概要	
講義概要	実際の民事裁判にできる限り近いものを学生に模擬体験させることを主な内容とする。 原告、被告の訴訟代理人として、それぞれの言い分と重要な手持ち資料から事実を抽出して、法律的に分析・構成し、訴状、答弁書、準備書面などを作成すると共に、争点整理手続を経て、証人尋問、和解、判決に至る、民事訴訟の一連の流れを実際に模擬体験する。 学生は、模擬法廷に立ち、自らの主張を口頭で弁論し、実際に証人尋問を行う。この法廷での学生のやりとりは、ビデオで撮影され、分析、検討される。この授業は、法律基本科目や実務基礎科目で学んだ様々な知識や技能を、実際の裁判に極めて近い形で検証するものであり、法科大学院における仕上げ段階の総合的学習として意義がある。
到達目標	a) 民事訴訟の手続や全体構造を正確に理解することができる。 b) 生の事実から重要な事実を抽出して、法的に分析し、法律構成することができる。 c) 訴訟物、要件事実、主張・立証責任を、具体的事案に即して理解できる。 d) 訴状、答弁書の作成や法廷での弁論により、自らの主張を分りやすく正確に表現することができる。 e) 書証・人証によって、訴訟の争点を立証することができる。
教科書	なし
参考書・参考資料	【参考文献】 ・加藤新太郎 『要件事実の考え方と実務』, 民事法研究会, 2002年 ・加藤新太郎 『新版民事尋問技術』ぎょうせい, 1999年
成績評価方法	1) 出席点 50% 2) 実体法や手続法の知識・理解, 事実認定能力, 要件事実に対する基本的理解, 弁論能力, 思考展開能力等の総合評価 50% イ) 訴状, 答弁書, 準備書面等の内容 ロ) 法廷における弁論の内容(主張, 争点整理等) ハ) 法廷における証人尋問の内容等により総合評価する。 原則として毎回出席することが必要である。 試験は行わない。
履修条件	1) 法律基本科目の必修科目のうち2年(2年コースは1年)までに開講されている科目について履修済であることが必要である。 2) ロイヤリングあるいはエクスターンシップのいずれかを履修済みであることが望ましい。

その他の注意	十分な事前準備のため、2週間おきに開講する。1日に2回分の講義を実施する（金曜日の5、6限）。開講日と開講時間に注意すること。第1ないし4回の講義では、比較的簡単な事例をもとに簡易な模擬裁判を行い民事訴訟の手続と全体構造を学ぶ。第5回からは、原告側チーム、被告側チームに分け、実務家教員（小川宏嗣、竹内裕詞）が手分けして、原告側及び被告側の学生を指導する。模擬証人も早い段階から参加し、学生の事情聴取を受け、尋問の打ち合わせに参加する。本講義は、指導を担当する教員の都合のため、8月29日を第1回の講義日とする。
--------	--

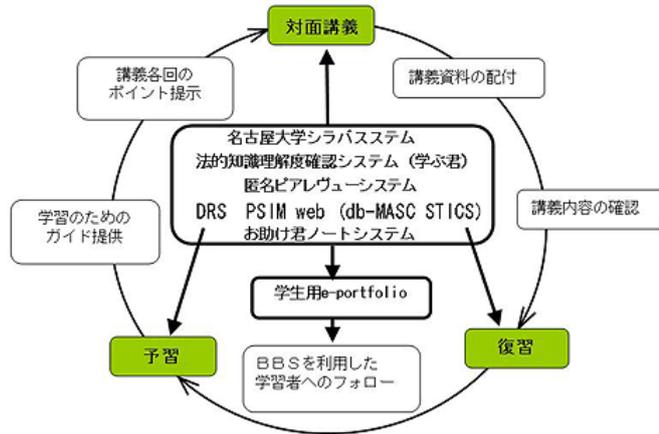
《出典：ウェブサイト

<http://infosv.nomolog.nagoya-u.ac.jp/syllabus/as/v/ngo/law/ls/08/courses/cl74/abst>》

資料Ⅲ－1－2 新しい教育ツール

●新しい教育ツール

次に紹介するような、さまざまな教育支援ツールを利用した双方向多方向の授業が展開されています。



□法的知識理解度確認システムを利用した方式

・択一方式で学生が基礎的な事項の自己確認を行い、教員も、成績履歴情報などから講義の問題点をさぐり、必要があれば授業の補充などを行う方法です。授業のなかで利用される場合には双方向型になります。

□匿名ピアレビューシステムを利用した方式

匿名ピアレビューシステムでは、履修者全員がインターネット経由で提出する課題レポートを、匿名投票で相互に評価したり、教員・専門家・学生がコメントを加えて、他の学生のレポートや作業成果、専門家のアドバイスを共有することで授業を進めることができますので、双方向・多方向型の授業を同時に行なえる点に特徴があります。

□DRS および STICS（実務指導用の新方式）を利用した方式

法廷の記録システムである DRS (Digital Recording Studio 通称ディ・アール・エス) と実技指導システムである STICS (Streaming Index and Commenting System 通称スティックス) によって、模擬法廷などを使ったロールプレイなどにおいて裁判官・原告・被告・証人のそれぞれの演技を任意に再生し、また、この画像に必要なコメントを付して、インターネット上で配信する方式によって、学内、学外を問わない双方向・多方向型の授業が同時に行なえます。

□お助け君ノートシステムを利用した方式

学生がボタン入力で残したデータは、集計され、教員だけでなく、学生にも提供されます。学生は、そのデータを参考に、他の学生が講義時にどのような箇所を目印をつけたのかを知ることができ、自分の目印をつけた箇所と比較することによって、自分の理解の質を反省し、習熟度を判断することが可能になります。また、付随的に、このデータを用いて、授業の改善や教材の改良に生かすこともできると期待できます。たとえば、学生の評価データ付のデジタルビデオは、教員による授業評価の検討材料やよりきめ細かな修学指導にも活用することができると期待されます。

《出典：ウェブサイト <http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ls/content/class.html>》

観点3－2 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

本専攻では、学生の主体的な学習を促し、単位の実質化をはかるため、以下のような配慮をしている。

(1) 授業の予習・復習に関する措置

NLS シラバスシステムにおいて、全授業科目の事前に予習しておく事項と資料の指示、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている。特定の曜日に授業が集中することや

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅲ

2008年度(第2学期) 法科大学院授業時間割表 2008年10月1日 2009年3月31日

※科目名下記の()は開講の科目名

曜日	第1時限(8:45~10:15)				第2時限(10:30~12:00)				第3時限(13:00~14:30)				第4時限(14:45~16:15)				第5時限(16:30~18:00)			
	教員	授業科目	学級	人数	教員	授業科目	学級	人数	教員	授業科目	学級	人数	教員	授業科目	学級	人数	教員	授業科目	学級	人数
月	新田 隆夫	労働法基礎	1A	1	坂田 誠	労働法基礎	1B	1	小寺 敏雄	民法学	1	1	高橋 正樹	民法学	1	1	佐藤 隆夫	労働法基礎	1	1
月	高木 中野	労働法実務	2	2	坂田 誠	労働法実務	2	2	林 雅之	民法学	2	2	高橋 正樹	民法学	2	2	佐藤 隆夫	労働法実務	2	2
月	高木 中野	労働法実務	3	3	坂田 誠	労働法実務	3	3	坂田 誠	民法学	3	3	高橋 正樹	民法学	3	3	佐藤 隆夫	労働法実務	3	3
火	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1
火	坂野 小島(自)	労働法実務	2A	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2A	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2A	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2A	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2A	2
水	小島(自)	労働法基礎	2B	2	小島(自)	労働法基礎	2B	2	小島(自)	労働法基礎	2B	2	小島(自)	労働法基礎	2B	2	小島(自)	労働法基礎	2B	2
水	小島(自)	労働法実務	3B	3	小島(自)	労働法実務	3B	3	小島(自)	労働法実務	3B	3	小島(自)	労働法実務	3B	3	小島(自)	労働法実務	3B	3
木	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1	坂野 小島(自)	労働法基礎	1A	1
木	坂野 小島(自)	労働法実務	2	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2	2	坂野 小島(自)	労働法実務	2	2
木	坂野 小島(自)	労働法実務	3A	3	坂野 小島(自)	労働法実務	3A	3	坂野 小島(自)	労働法実務	3A	3	坂野 小島(自)	労働法実務	3A	3	坂野 小島(自)	労働法実務	3A	3
金	小林(自)	労働法基礎	2A	2	小林(自)	労働法基礎	2A	2	小林(自)	労働法基礎	2A	2	小林(自)	労働法基礎	2A	2	小林(自)	労働法基礎	2A	2
金	小林(自)	労働法実務	3B	3	小林(自)	労働法実務	3B	3	小林(自)	労働法実務	3B	3	小林(自)	労働法実務	3B	3	小林(自)	労働法実務	3B	3

●必修 *エクスターニシップ：2年次までに履修し、専攻単位を修得する
後援者中継：変更する社会と家族(019)

教室はシワバス・システムで展開する

《出典：名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度 pp.26-27》

資料Ⅲ-2-2 教員オフィスアワー一覧 (50音順)

氏名	オフィスアワー	氏名	オフィスアワー
愛敬 浩二	随時。ただし、Eメール等で予め連絡して下さい。(koaikyo@law.nagoya-u.ac.jp)	菅原 郁夫	随時
鮎京 正訓	随時研究指導に応じる。ただしゼミの折又は電話等で予め申し出ること。	杉浦 一孝	随時
青木 晋	火曜日及び水曜日の在室中随時。ただし、Eメール等で予め連絡してください。	鈴木 将文	随時。ただし、メール(msuzuki@law.nagoya-u.ac.jp)又は電話(内線4576)で予め連絡して下さい。
石井 三記	随時	高橋 祐介	随時。ただし、メール等で予め連絡し予約すること。
磯部 隆	随時	田高 寛貴	随時。事前にメール(tadaka@law.nagoya-u.ac.jp)にて連絡をお願いします。
市橋 克哉	特に設けない。(なお、朝10:00ごろ、昼12:30ごろ、夕5:00ごろが「都合がいい」時間です。)	田村 哲樹	随時。場合によって時間を調整することもあります。
稲葉 一将	特に設けない。	千葉 恵美子	随時。事前にEメール(chiba@law.nagoya-u.ac.jp)で予約すること。
今井 克典	13時~15時で在室中	中田 瑞徳	随時。ただし、E-mailによる事前予約をすること。
後房 雄	随時。電話(内線2302)かメール(ushiro@law.nagoya-u.ac.jp)で予め連絡して下さい。	中野 妙子	随時。電話(内線2337)またはe-mail(taekon@law.nagoya-u.ac.jp)であらかじめ連絡のこと。
宇田川 幸則	随時。(予めe-mail:udagawa@law.nagoya-u.ac.jpで連絡して下さい。)	中東 正文	随時
浦部 法穂	随時。ただし、Eメール等で予め連絡のこと。	中舎 寛樹	随時(予め電話、Eメール等で申し込むこと)
大屋 雄裕	随時。電話・e-mail等であらかじめ連絡して下さい。	橋田 久	随時。但し口頭か電話で連絡すること。
岡本 裕樹	随時。電話(内線5008)・e-mail(h.okamoto@law.nagoya-u.ac.jp)等で予め連絡して下さい。	浜田 道代	随時応じる。予めメールや電話等で申し込めば、より確実に応じることができる。
小川 宏嗣	時間のある限り随時応じるが、予め電話・E-mailで連絡し予約すること。	林 秀弥	随時(ただし、予め電子メール等で連絡して下さい。)
小栗 健一	随時。ただし、Eメール等で予め連絡し予約すること。	古川 伸彦	在外研究従事のため、要件はE-mail(n.furukawa@law.nagoya-u.ac.jp)で承ります。
小野 耕二	火曜 12:00~13:00	フランク・ベネット	月曜 13:00~14:30 木曜 13:00~14:30 又はメール(bennett@law.nagoya-u.ac.jp)で予め連絡下さい。

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅲ

小 畑 郁	短時間で済む用件の場合は随時面談に応じる。その他の場合には、電話・ドアメモ・電子メール(obata@law.nagoya-u.ac.jp)で連絡の上、アポイントメントをとること。	本 間 靖 規	随時（予め電話、Eメール等で申し込むこと）
角 田 篤 泰	随時（在室中）	増 田 知 子	事務手続きに関する面談は随時。但し、氏名所属を明記して masuda@law.nagoya-u.ac.jp で要予約。勉強相談のための定時在室日時については、連絡掲示板でお知らせします。
加 藤 倫 子	随時。ただし、予め電話・E-mailで連絡し予約すること。	松 浦 好 治	事前にメールで予約してください。 (matuura@law.nagoya-u.jp)
紙 野 健 二	特に設けないが、予約して下さい。 E-mail:kamino@law.nagoya-u.ac.jp	丸 山 絵 美 子	随時。ただしメール等で予め連絡し予約すること。
姜 東 局	随時	三 浦 総	随時。ただしメール等で予め連絡し予約すること。
小 島 淳	随時。ただし、必ず事前にE-mailで予約すること。	水 島 朋 則	随時（事前連絡が望ましい）。
小 林 量	随時（予め電話等で申し込むこと）	本 秀 紀	随時。ただし、E-Mail(moto@law.nagoya-u.ac.jp)で事前に予約してください。
齊 藤 彰 子	随時。ただし、E-mailによる事前予約をすること。	森 際 康 友	随時。ただし電話等で予め連絡されたい。 morigiwa@law.nagoya-u.jp
酒 井 一	随時。ただし、メール等で予め連絡し予約すること。	横 溝 大	随時。ただしメール等で予め連絡し予約すること。
定 形 衛	随時	吉 政 知 広	月曜 14:45～16:15（予約はEメールで）
佐 分 晴 夫	随時：あらかじめ電話で予約すること	和 田 肇	随時
神 保 文 夫	随時	渡 部 美 由 紀	随時。ただし e-mail(watam@law.nagoya-u.ac.jp)による予約が必要です。

《出典：名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度 p.71》

資料Ⅲ-2-3 履修の条件

○07年度以降入学者用

カリキュラムの履修にあたっては、以下の条件が付される。

コース制

法科大学院には、標準修業年限である3年で修了要件を満たす「3年コース」と、入学時に法学修了者コース選抜試験に合格した者を対象とし、2年間で修了要件を満たすことのできる「2年コース」とが存在する。

修了要件

各コースの修了には最低下記の単位数以上の授業科目の単位修得が必要となる。

3年コース：96単位

2年コース：68単位

ただし、次に掲げる必修科目、選択必修科目について所定の単位を含まなくてはならない。

必修科目・選択必修科目等

法科大学院では、以下の科目が必修科目及び選択必修科目とされている。必修科目とは、修了にあたって必ず修得してはならない科目であり、選択必修科目とは、指定された科目群の中から、具体的科目名は問わないが、要求された単位数の科目を修得しなくてはならない科目を指す。

(1) 必修科目

法律基本科目 58 単位（ただし、2年コースの場合、1年配当の28単位は免除）

実務基礎科目 10 単位

各コース・各期における必修科目は以下ようになる。

		3年コース		2年コース	
3年	後期	法曹倫理			
	前期	民事実務基礎Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱ、刑事実務基礎			
2年	後期	行政法演習Ⅱ、民法演習Ⅱ、商法演習Ⅱ 民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ、民事実務基礎Ⅰ		法曹倫理	
	前期	憲法演習、行政法演習Ⅰ、民法演習Ⅰ、商法演習Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法演習		民事実務基礎Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱ、刑事実務基礎	
1年	後期	憲法基礎Ⅱ、行政法基礎、民法基礎Ⅳ、民法基礎Ⅴ、商法基礎、刑法基礎Ⅱ		行政法演習Ⅱ、民法演習Ⅱ、商法演習Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ、民事実務基礎Ⅰ	
	前期	憲法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、刑法基礎Ⅰ リーガルリサーチ&ライティング		憲法演習、行政法演習Ⅰ、民法演習Ⅰ、商法演習Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法演習、リーガルリサーチ&ライティング	

(2) 選択必修科目

実務基礎科目 4 単位

基礎法学・隣接科目 4 単位

展開・先端科目 20 単位

共通履修科目

「リーガルリサーチ&ライティング」は、3年コースの1年次に担当されているが、2年コースの法学既修者も、入学初年度に履修しなくてはならない。

自由選択科目

以上の必修科目、選択必修科目に加え、下記の履修登録制限内で、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうちから20単位（2年コースの場合は12単位）を選択し履修することができる。

各学年の履修登録制限（キャップ制）

法科大学院では、原則として、1科目1回の授業（90分）をうけるには、この2倍の予習・復習が求められることから、最低1日、6時間以上の学習時間を確保する必要がある。そのため、年間の履修単位数に以下の制限を設けている。

- 3年コース1年次 36単位まで
 - 3年コース2年次・2年コース1年次 36単位まで
 - 3年コース3年次・2年コース2年次 44単位まで
- したがって、各学年に可能な選択単位数は以下になる。

学年		上限	前期必修	後期必修	選択可能単位数
1年次		36単位	14単位	16単位	6単位
2年次 (2年コース1年次)	3年コース	36単位	16単位	14単位	6単位
	2年コース		18単位	14単位	4単位
3年次 (2年コース2年次)	3年コース	44単位	6単位	2単位	36単位
	2年コース				

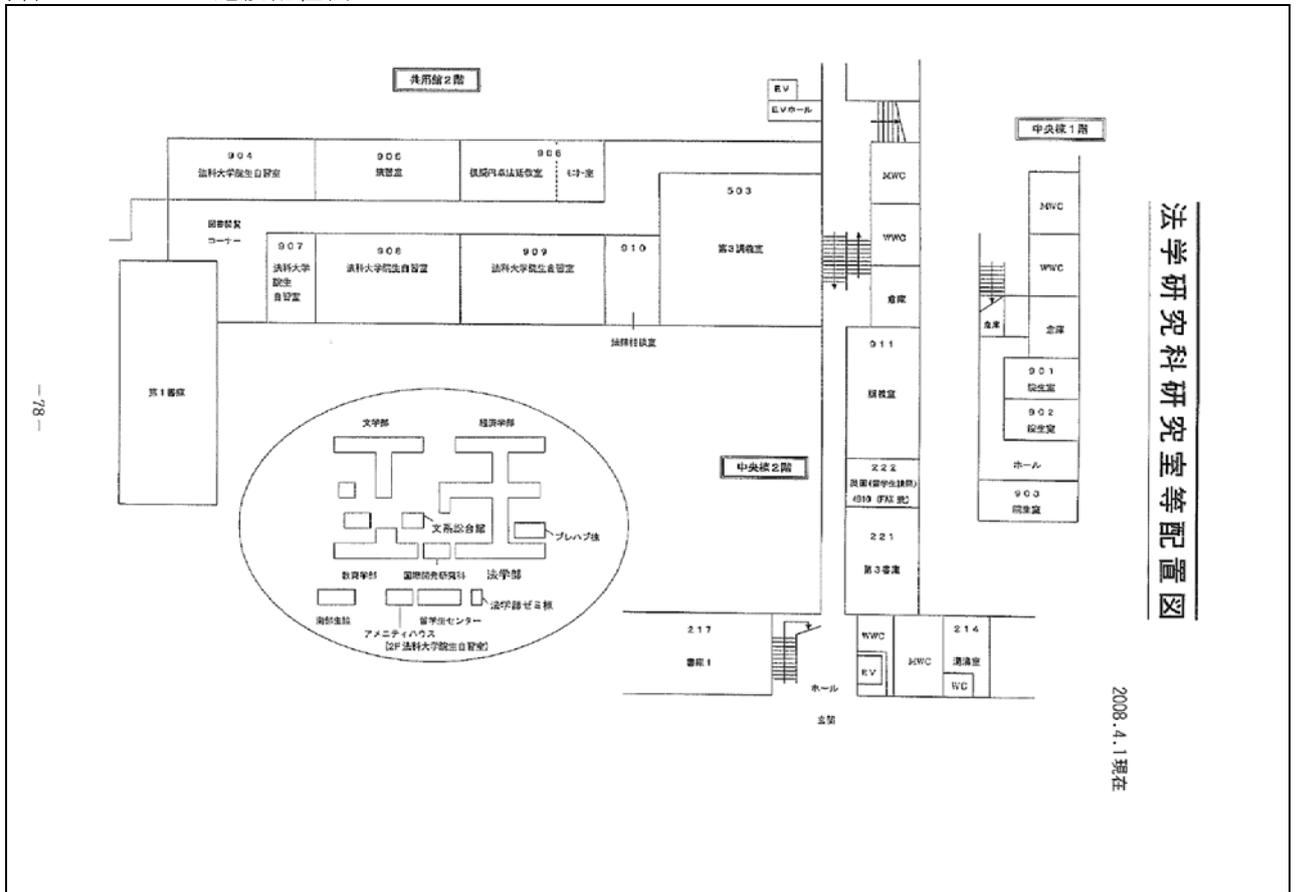
留年制

各学年の修了時まで以下の単位数を修得できない学生については、進級を認めず留年扱いとなる。

- 3年コース1年 28単位
 - 3年コース2年・(2年コース1年) 57単位 *
 - 3年コース3年・(2年コース2年) 96単位 *
- *2年コースについては、免除された28単位を含む。

《出典：名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度 pp.10-11》

資料Ⅲ-2-4 施設配置図



《出典：名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度 p.78》

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅲ・Ⅳ

資料Ⅲ－２－５ 2007年度弁護士チューター一覧

氏名	担当科目名
野田 葉子 弁護士	憲 法
小田 典靖 弁護士	憲 法
安藤 芳朗 弁護士	商 法
宮田 智弘 弁護士	民 法
米澤 孝充 弁護士	刑 法
金岡 繁裕 弁護士	行政法

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由)

教育目的を達成するために、演習形式、講義形式がバランスよく組み合わせられ、少人数教育、討論・対話型授業、実習形式の授業、ITの活用等の工夫がなされている。したがって、観点3-1に関しては期待される水準にある。一方、学生の主体的な学習を促し、単位の実質化を図るため、予習・復習情報の一元的提供、登録単位数の上限設定、24時間利用できる自習室の提供が行われている。これらにより、観点3-2についても期待される水準にある。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1)観点ごとの分析

観点4-1 学生が身に付けた学力や資質

(観点に係る状況)

本専攻では、1年次には主として実務法曹に必要な専門的な基礎知識を、2年次には主として具体的問題解決に必要な法的分析力・思考力・表現力を、3年次には主として実務的技能、法曹としての責任感・倫理観、幅広い知見と専門性を修得させ、教育目標に適った実務法曹に必要な学力・資質・能力を身に付けさせている(資料Ⅱ-1-1参照)。

また、それらを各段階において確実に修得していることを適切に判断するため、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定して厳格な成績評価を実施している(別添資料Ⅳ-A参照)。それとともに進級制度を採用し、これを研究科規程で定め、成績が一定水準に達しなかった者(既修単位が1年次において28単位に満たない者、2年次において57単位に満たない者)ものについて、次学年への進級を認めていない。進級できない者は、既修単位が1年次において28単位に満たない者、2年次において57単位に満たない者である。原級にとどめ置かれたものは、次学年配当の科目を履修できない。ただし、すでに修得した授業科目の単位数が失われることはない。また、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をし、2年連続して留年した者については、成業の見込みがないと認めるときは、退学を勧告することがある(該当者はまだない)。現在まで、成績不良により原級に留め置かれた者は、2004年度は0名、2005年度は2名、2006年度は1名、2007年度は5名であり、学生は厳格さがいっそう増しつつある成績評価制度の下で、高い学力や資質を身に付け修了している。現在までの修了状況は、2005年度は29名(2年コースのみの修了)、2006年度は65名、2007年度は79名である。

このような厳格な成績評価に基づき身に付けた学力や資質は、新司法試験の高い合格率となって示されている(資料Ⅳ-1-1参照)。

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅳ

資料Ⅳ－1－1 新司法試験合格者数・合格率一覽

	法科大学院名	定員 (a)	出願者	受験者 (b)	短答式 合格者 (c)	最終合格者 (d)	合格率 [合格者 数/受験 数] (d)/(b)	合格率 [合格者 数/定員] (d)/(a)	合格率 [最終合格 数/短答式 合格者] (d)/(c)
1	千葉大法科大学院	50	66	62	56	40	64.5%	80.0%	71.4%
2	京都大法科大学院	200	228	211	192	135	64.0%	67.5%	70.3%
3	慶應義塾大法科大学院	260	285	271	237	173	63.8%	66.5%	73.0%
4	一橋大法科大学院	100	101	96	85	61	63.5%	61.0%	71.8%
5	名古屋大法科大学院	80	72	65	50	41	63.1%	51.3%	82.0%
6	東京大法科大学院	300	331	304	258	178	58.6%	59.3%	69.0%
7	中央大法科大学院	300	313	292	254	153	52.4%	51.0%	60.2%
8	早稲田大法科大学院	300	255	223	175	115	51.6%	38.3%	65.7%
9	創価大法科大学院	50	46	39	30	20	51.3%	40.0%	66.7%
10	神戸大法科大学院	100	100	91	80	46	50.5%	46.0%	57.5%
11	北海道大法科大学院	100	105	98	81	48	49.0%	48.0%	59.3%
12	東北大法科大学院	100	102	96	81	47	49.0%	47.0%	58.0%
13	大阪大法科大学院	100	89	73	54	32	43.8%	32.0%	59.3%
14	琉球大法科大学院 ※	30	17	16	14	7	43.8%	23.3%	50.0%
15	岡山大法科大学院	60	32	23	19	10	43.5%	16.7%	52.6%
16	大阪市立大法科大学院	75	77	72	55	31	43.1%	41.3%	56.4%
17	福岡大法科大学院	50	42	14	13	6	42.9%	12.0%	46.2%
18	上智大法科大学院	100	109	94	82	40	42.6%	40.0%	48.8%
19	首都大東京法科大学院 ※	65	77	69	58	28	40.6%	43.1%	48.3%
20	明治大法科大学院	200	223	200	163	80	40.0%	40.0%	49.1%
21	九州大法科大学院	100	81	74	45	29	39.2%	29.0%	64.4%
22	関東学院大法科大学院	60	33	23	14	9	39.1%	15.0%	64.3%
23	南山大法科大学院	50	33	26	20	10	38.5%	20.0%	50.0%
24	成蹊大法科大学院	50	59	42	33	16	38.1%	32.0%	48.5%
25	立命館大法科大学院	150	199	169	130	62	36.7%	41.3%	47.7%
26	神戸学院大法科大学院	60	17	11	7	4	36.4%	6.7%	57.1%
27	同志社大法科大学院	150	189	161	122	57	35.4%	38.0%	46.7%
28	広島大法科大学院	60	44	32	28	11	34.4%	18.3%	39.3%
29	横浜国立大法科大学院	50	51	38	26	13	34.2%	26.0%	50.0%
30	金沢大法科大学院	40	29	24	15	8	33.3%	20.0%	53.3%
31	香川大法科大学院 ※	30	17	9	5	3	33.3%	10.0%	60.0%
32	山梨学院大法科大学院	40	37	31	25	10	32.3%	25.0%	40.0%
33	神奈川大法科大学院	50	39	25	18	8	32.0%	16.0%	44.4%
34	関西学院大法科大学院	125	144	130	98	39	30.0%	31.2%	39.8%
35	名城大法科大学院	50	26	20	11	6	30.0%	12.0%	54.5%
36	立教大法科大学院	70	68	59	39	17	28.8%	24.3%	43.6%
37	広島修道大法科大学院 ※	50	34	21	11	6	28.6%	12.0%	54.5%
38	学習院大法科大学院	65	75	67	46	19	28.4%	29.2%	41.3%
39	東洋大法科大学院	50	56	44	23	12	27.3%	24.0%	52.2%
40	愛知大法科大学院	40	33	27	18	7	25.9%	17.5%	38.9%
41	桐蔭横浜大法科大学院 ※	70	44	35	18	9	25.7%	12.9%	50.0%

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 分析項目Ⅳ

42	専修大法科大学院	60	85	76	57	19	25.0%	31.7%	33.3%
43	甲南大法科大学院	60	49	44	33	11	25.0%	18.3%	33.3%
44	西南学院大法科大学院	50	43	28	19	7	25.0%	14.0%	36.8%
45	関西大法科大学院	130	164	130	90	32	24.6%	24.6%	35.6%
46	新潟大法科大学院	60	41	36	25	8	22.2%	13.3%	32.0%
47	中京大法科大学院 ※	30	21	18	16	4	22.2%	13.3%	25.0%
48	駒澤大法科大学院	50	47	37	23	8	21.6%	16.0%	34.8%
49	國學院大法科大学院	50	37	28	15	6	21.4%	12.0%	40.0%
50	白鷗大法科大学院	30	22	19	12	4	21.1%	13.3%	33.3%
51	明治学院大法科大学院	80	61	54	32	11	20.4%	13.8%	34.4%
52	獨協大法科大学院 ※	50	33	30	16	6	20.0%	12.0%	37.5%
53	駿河台大法科大学院	60	68	46	25	9	19.6%	15.0%	36.0%
54	京都産業大法科大学院	60	48	36	20	7	19.4%	11.7%	35.0%
55	法政大法科大学院	100	148	128	82	24	18.8%	24.0%	29.3%
56	青山学院大法科大学院	60	53	40	25	7	17.5%	11.7%	28.0%
57	島根大法科大学院	30	27	18	11	3	16.7%	10.0%	27.3%
58	大阪学院大法科大学院 ※	50	30	14	6	2	14.3%	4.0%	33.3%
59	大宮法科大学院大学 ※	100	62	43	24	6	14.0%	6.0%	25.0%
60	日本大法科大学院	100	139	111	67	14	12.6%	14.0%	20.9%
61	東海大法科大学院	50	21	16	6	2	12.5%	4.0%	33.3%
62	近畿大法科大学院	60	24	17	6	2	11.8%	3.3%	33.3%
63	大東文化大法科大学院	50	45	36	19	4	11.1%	8.0%	21.1%
64	熊本大法科大学院	30	26	20	11	2	10.0%	6.7%	18.2%
65	東北学院大法科大学院 ※	50	34	32	18	3	9.4%	6.0%	16.7%
66	鹿児島大法科大学院 ※	30	29	25	8	2	8.0%	6.7%	25.0%
67	姫路獨協大法科大学院	40	26	19	12	1	5.3%	2.5%	8.3%
68	久留米大法科大学院	40	40	29	12	1	3.4%	2.5%	8.3%
	総計	5590	5401	4607	3479	1851	40.2%	33.1%	53.2%

(注1) 受験者数には、途中欠席者10人を含む。

(注2) ※印： 昨年度受験しなかった法科大学院

【参考】 今年度受験しなかった法科大学院

	法科大学院名	定員
1	筑波大学法科大学院	40
2	信州大学法科大学院	40
3	静岡大学大学院	30
4	北海学園大学法科大学院	30
5	愛知学院大学法科大学院	35
6	龍谷大学法科大学院	60
	合計	235

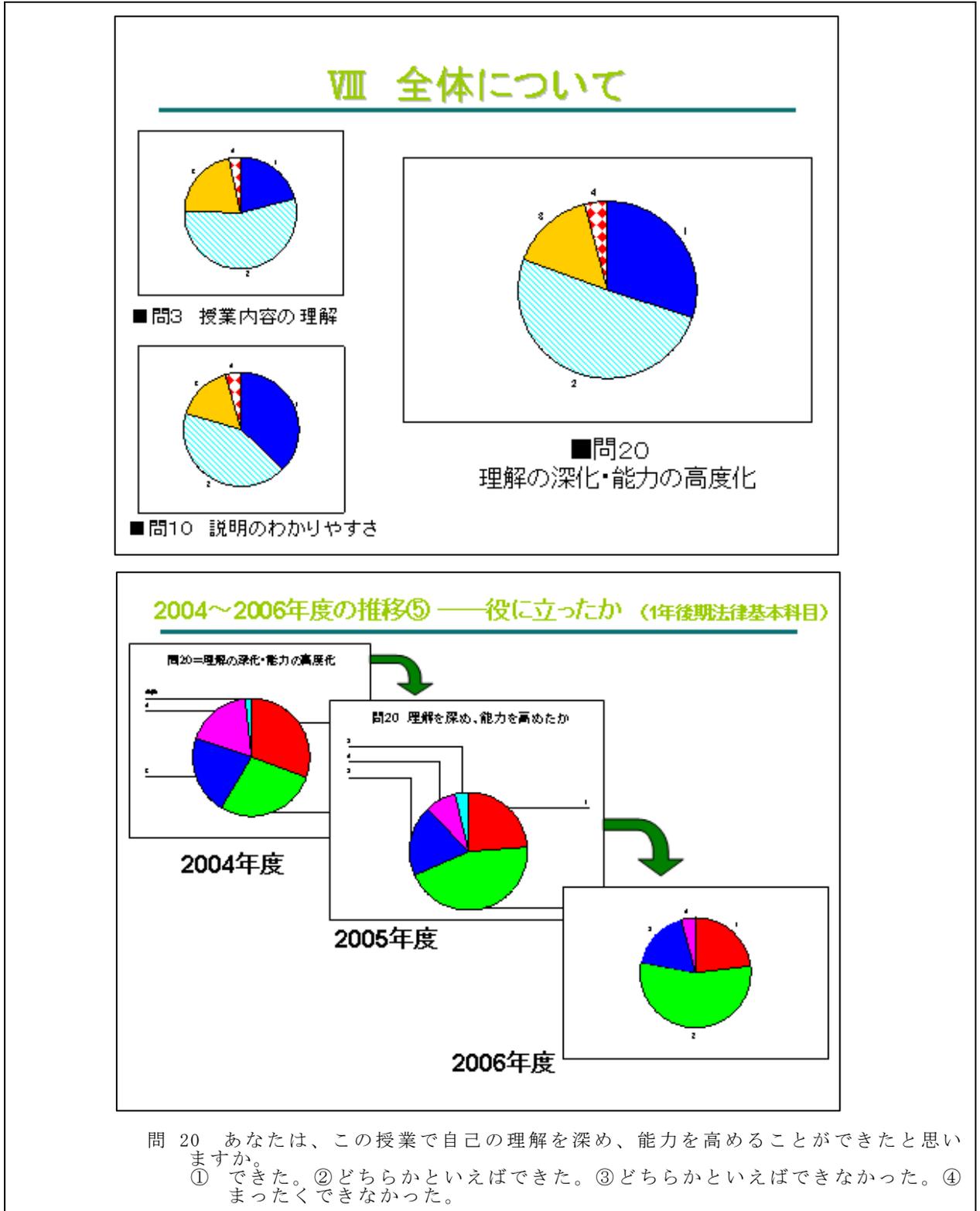
《出典：ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h19kekka01-6.pdf> のデータを基に作成》

観点4-2 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

学生による授業評価アンケートの結果によると、学生は本専攻の教育によって自らの理解を深め、能力を高めたことにつき全体として高い評価を示している(資料Ⅳ-2-1参照)。

資料Ⅳ-2-1 授業評価アンケート問20集計結果



《出典：名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2007年度版)pp.220・225》

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) プロセスを重視する教育に鑑み厳格な成績評価が行われるとともに、進級制度が採られ、その結果、学生は高い学力や資質を身に付けており、このことは新司法試験の高い合格率に表われている。したがって、観点4-1は期待される水準にある。また、授業評価アンケートの集計結果からみて学生が本専攻の教育に高い評価をしているといえる。したがって、観点4-2は期待される水準にある。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点到に係る状況)

第1期の修了生は29名であり、そのうち23名がすでに新司法試験に合格している(2006年度17名、2007年度6名)。また、1名は東京都庁に就職している。第2期の修了生は65名であり、そのうち62名が2007年度の新司法試験を受験し、35名が合格している(資料Ⅳ-1-2参照)。

2006年度新司法試験合格者のうち、2名は裁判官に任官し、13名は弁護士登録をし、1名は2006年秋に金融庁に採用された。なお、弁護士登録をした者の全員が、弁護士事務所へ就職している。

観点5-2 関係者からの評価

(観点到に係る状況)

第1期の修了生が昨年12月から実務法曹としてスタートしたばかりであり、関係者からの評価を得る段階にいたっていないが、前述のように、2006年度より開始された新司法試験において、全国的に高水準の合格者数及び合格率を獲得しているため、高い評価を得ているものと推測できる。また、全国的に就職が困難な状況下で、法曹資格を得た第1期修了生のうち弁護士登録をした者の全員が、弁護士事務所に就職できたという事実も、本専攻修了生に対する先輩弁護士の高い評価を示していると思われる。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 新司法試験において高水準の合格者数及び合格率を獲得しており、弁護士事務所への就職状況も良好であることから、観点5-1及び観点5-2は期待される水準にある。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「ITを利用した授業」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

ITを利用した授業では、STCS、DRSによる教育が行われ、それにより実務技能教育の充実が図られてきた。また、お助け君ノート、学ぶ君による先進的な学修支援が行われ、学生による授業の復習や基礎知識の確実な習得に役立ってきた。

②事例2「自習室の整備」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

学生の主体的な学習を促進するために、24時間利用可能な自習室を整備し、各学生専用の机を全員分配置している。自習室の利用度は高く、学生は机を並べて黙々と勉学に勤しんでいる。

③事例3「新司法試験の合格者・合格率」(分析項目Ⅳ・Ⅴ)

(質の向上があったと判断する取組)

法科大学院修了者を対象とした2006年度及び2007年度新司法試験において、本専攻修了者が好成績をおさめている。